

平成30年8月1日
建設局

「週休2日制確保試行工事」の実施について

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場における「週休2日制」の確保等が課題となっています。

このため、建設局では、「週休2日制確保試行工事」を実施していきます。

1 試行工事の概要

【発注段階】

- ・発注者が特記仕様書等において、「週休2日制確保試行工事」である旨を記載

【施工段階】

- ・受注者が「週休2日制確保試行工事」を実施するか否かを選択
(以下、実施する場合)
- ・受注者が広報板に「週休2日制確保試行工事」である旨を記載
- ・週休2日相当の現場閉所計画が確認できる「現場閉所計画書」を受注者が提出
- ・現場閉所を行うにあたっては、「現場閉所届」を受注者が提出

【完了段階】

- ・現場閉所結果が確認できる「現場閉所報告書」を受注者が提出

2 その他

- ・試行工事の実施にあたっては、『建設局「週休2日制確保試行工事」実施要領』に基づき行います。実施要領は、東京都建設局ホームページから入手できます。
(<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/index.html>)

【問合せ先】

建設局総務部技術管理課 直通 (03) 5320-5236

建設局「週休2日制確保試行工事」実施要領

1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指して試行する、週休2日制確保試行工事（以下「試行工事」という。）の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 試行対象工事

すべての土木工事を対象とする。ただし、以下いずれかに該当する工事は対象外とできる。

- (1) 対象期間（本要領3(2)参照）が1か月（約30日）未満の工事
- (2) 単価契約工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例① 災害復旧工事

例② 供用時期が公表されている工事

- (4) 施工時間や施工方法の制約が予想される工事

例① 通学時間帯の中断等、地域社会からの要望が予想される工事

例② 希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

なお、受注者は、試行工事を希望しない場合、現場施工に着手する（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始される）日（以下「現場着手日」という。）までに、希望しない旨を理由を付して発注者に報告する。（別添1参照）。

3 週休2日の考え方

- (1) 週休2日とは対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。
なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間^{※1}、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。
- (3) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(5) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※1 夏季休暇の考え方については、平成30年8月1日付30建総技第302号の通知文のとおりとする。

4 工期の変更

工期の変更理由が以下の①～③に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

5 積算方法

(1) 書類作成費用

週休2日制確保試行工事に伴う書類の作成費用を積算する場合は、現場環境改善費として、積み上げて計上する。

(2) 経費の補正

現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%以上）の場合は、書類作成費用に加え、現場閉所率に応じて、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じて契約変更を行うものとする。

※2 現場閉所率の算出に当たっては、別添6を参考とすること。

①4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）

- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.05

②4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）

- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.04

③4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）

- ・ 共通仮設費率 1.01
- ・ 現場管理費率 1.02

6 工事成績評定

4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、「創意工夫と熱意」の項目で加点対象として評価する。

なお、週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績の減点を行わない。

7 業務の流れ

(1) 試行工事発注時

発注者は、本要領 2 により試行工事を選定した上で、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する。(別添 2 参照)

(2) 試行工事契約時

発注者は、試行工事の実施について、受注者の意向を確認する。受注者より、試行工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は以降の「7 業務の流れ」に記載の義務を負わない。

(3) 試行工事施工時

①受注者は、別添 3 を参考とし、広報板に「週休 2 日制確保試行工事」である旨を記載する。

②受注者は、工事着手後、別添 4 を参考とし、現場閉所の計画が確認できる「現場閉所計画書」(以下「計画書」という。)を発注者へ報告する。(報告様式は受注者等提出書類処理基準・同実施細目(東京都建設局)統一 26 様式(以下「統一 26 様式」という。)による。)

この計画書の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。

また、当初月には、現場着手日を明示する。

③発注者は、計画書の報告を受け、現場閉所の計画を確認する。

④受注者は、現場閉所を行うにあたっては、別添 5 を参考とし、「現場閉所届(休工届)」を発注者へ提出する。発注者は、「計画書」をもとに、計画的に現場閉所されているかを確認する。ただし、休日(平成元年東京都条例第 10 号第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日)及び夏季休暇期間の場合は「休日等の工事施工届」が提出されていなければ、現場閉所と判断する。

(参考) 提出書類と現場閉所日・作業日区分

	平日	休日及び夏季休暇期間
現場閉所日	現場閉所届を提出	提出書類なし
作業日	提出書類なし	休日等の工事施工届

なお、現場閉所届は、事前提出を原則とするが、予定外の現場閉所日についてはこの限りではない。

(4) 試行工事完了後

受注者は、工事完了日確定後速やかに、別添 6 を参考とし、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「統一 26 様式」)。

(5) 設計変更

発注者は、現場閉所の実施結果等の取り組みを確認した上で、「5 積算方法」のとおり、変更契約時に計上する。

8 留意事項

- (1) 発注者は、受注者より提出された「計画書」及び「現場閉所届（休工届）」をもとに、取組みを確認する。
- (2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (3) 発注者における現場閉所状況の確認については、各試行工事単位で行うものとする。

9 適用

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以後公告等を行い、工事完了日が平成 30 年 8 月 1 日以後の案件に適用する。

また、平成 30 年 4 月 1 日以後公告等を行い、工事完了日が平成 30 年 7 月 31 日以前の案件については、平成 30 年 5 月 1 日付 30 建総技第 102 号で通知した実施要領を適用する。

なお、平成 30 年 3 月 31 日以前に公告等を行った案件については、従前の「週休 2 日制確保モデル工事」試行実施要領による。

(参考) 休日について

○東京都の休日に関する条例

平成元年三月一七日
条例第一〇号

東京都の休日に関する条例を公布する。

東京都の休日に関する条例

(東京都の休日)

第一条 次に掲げる日は、東京都の休日とし、東京都の機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、東京都の休日に東京都の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(平四条例一二三・一部改正)

週休2日制確保試行工事辞退報告作成例

統一26

工事等主管課		担当工区等	
課長	課長代理	工区長等	担当者

文書番号
(工事番号)

<p>〔協議報告〕書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>〇〇建設事務所長 (発注者あて) 殿</p> <p>住所 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号 〇〇建設株式会社</p> <p>受注者 氏名 代表取締役社長 〇〇〇〇</p> <p>現場代理人氏名 〇〇 〇〇 印</p> <p>下記工事について 仕様書 に基づき〔協議報告〕します。</p>	
文書番号 (契約番号)	30000第0000号
工事件名	〇〇〇〇〇工事
工事場所	東京都〇〇区〇〇〇地内
〔協議報告〕	<p>内容</p> <p>本工事においては、(…理由…)のため、「週休2日制確保試行工事」を実施いたしません。 (建設局「週休2日制確保試行工事」実施要領2により、報告します。)</p>

監理業務受託者	担当者名	印
---------	------	---

記載例

(1) 起工書への記載

起工書の「その他」に「週休2日制確保試行工事」であることを記載。

(2) 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載するとともに、別紙1を添付する。

本工事は、「週休2日制確保試行工事」である。

(3) 特記仕様書記載例

特記仕様書作成要領による。

広報板記載例

〇〇〇〇 工事のお知らせ 週休2日制確保試行工事※1	
<p>この工事は、〇〇通り（都道第〇〇号線）の〇〇〇〇工事で、平成〇〇年〇月頃下図のように完成する予定です。</p> <p>皆様には、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	
絵・図	<p>工事件名 〇〇立体交差工事（その5） 工事区間 〇〇区〇〇町一丁目から〇〇区〇〇町二丁目 工事概要 延長 〇〇 m 車道幅員 〇〇 m</p> <p>お気づきの点は、下記へご連絡ください 東京都〇〇建設事務所 工事課 電話(100)1234 〇〇工区 電話(200)5678 〇〇建設株式会社 〇〇作業所 電話(300)9012</p> <p style="text-align: right;">(二次元コード)</p>
事業 P R 記載	
未来をつくろう、みち・水・緑	東京都建設局
本工事は、建設現場の「週休2日制」確保に向けて試行する「週休2日制確保試行工事」です。※2	

(注)

- ・※1は、すべての広報板に記載。
- ・※2は、広報板A型、B型に記載。（B´型、C型でも可能な場合は記載。）
- ・フォント、文字の大きさ等は変更してよい。

例)【現場閉所計画書】平成〇〇年度 〇〇工事 (工期 平成〇〇年〇月〇日 ~ 平成〇〇年〇月〇日)

平成30年4月	日付		実施要領 3 における																												備考
	日	曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
鋼橋足場等設置工	種別	場所	対象期間日数																												備考
			現場閉所日数																												
地覆壁高欄	種別	場所	対象期間日数																												備考
			現場閉所日数																												
Vカット目地工	種別	場所	対象期間日数																												備考
			現場閉所日数																												
RC床板工	種別	場所	対象期間日数																												備考
			現場閉所日数																												
交通規制	種別	場所	対象期間日数																												備考
			現場閉所日数																												
備考			【凡例：期間種別】 工：工期内(対象期間) 一：一部一時中止 中：全部中止期間 製：工場製作期間 年：年末年始休業期間 夏：夏季休暇期間 他：その他対象外期間 【凡例：作業・閉所種別】 作：作業日 休：現場閉所日(休日) 天：天候等による予定外 休：休日																												

現場着手日

※注 当初月は現場着手日を明記する。

別添5

文書番号
(工事番号)

担当工区等	
工区長等	担当者

現場閉所届 (休工届)

平成 年 月 日

〇〇建設事務所長
(発注者あて) 殿

住所 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
〇〇建設株式会社
受注者
氏名 代表取締役社長 〇〇〇〇

現場代理人氏名 〇〇 〇〇 印

下記のとおり建設局「週休2日制確保試行工事」実施要領7(3)④により届け出ます。

文書番号 (契約番号)	〇〇〇〇〇第〇〇〇号
工事件名	〇〇〇〇〇工事
工事場所	東京都〇〇区〇〇〇地内
現場閉所 (休工) 年月日	平成 年 月 日

監理業務受託者		担当者名	印
---------	--	------	---

例)【現場閉所報告書】 平成〇〇年度 〇〇工事 (工期 平成〇〇年〇月〇日 ~ 平成〇〇年〇月〇日)

- ① 対象期間内日数 321 日
- ② a 4週8休以上 92 日 = ① × 0.285 (8日/28日) (小数点以下切り上げ)
- b 4週7休以上 4週8休未満 81 日 = ① × 0.250 (7日/28日) (小数点以下切り上げ)
- c 4週6休相当 4週7休未満 69 日 = ① × 0.214 (6日/28日) (小数点以下切り上げ)
- ③ 現場閉所日数 92 日 ※必ず検算すること。
- ②a ≤ ③ ∴ 4週8休相当以上 ※入力月が12か月を超える場合は、行追加やシート追加等を適切に行い、本工事全体での①から③の合計日数を報告すること。

種別凡例は別添4参照

平成30年4月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 10	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
	期間種別			工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別			作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	作	休	休	作	天	天	作	休	休	休			
平成30年5月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 10
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	休	休	休	休	休	休	作	作	作	作	作	作	休	作	作	天	作	作	作	休	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	
平成30年6月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 11	
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	天	作	作	休	作	天	作	作	作	作	休	作	作	天	天	天	休		
平成30年7月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 16 現場閉所日数 3
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	期間種別	工	工	工	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	作	作	作	休	作	
平成30年8月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 26 現場閉所日数 6
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	夏	夏	夏	夏	夏	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	作	作	作	作	休	作	作	作	作	作	休	休	休	休	休	休	休	休	休	作	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	
平成30年9月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 14 現場閉所日数 6	
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	休	休	作	作	天	天	作	作	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	作	休		
平成30年10月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 5
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	作	作	作	休	作	
平成30年11月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 6	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		工
	作業・閉所種別	作	作	作	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	天	天	作	作	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作		作
平成30年12月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 8
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	休	休	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	天	作	休	休	休		
平成31年1月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 6
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	期間種別	年	年	年	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	休	休	休	作	作	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	天	作	作	作	休	作	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	
平成31年2月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 11			
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木				
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		工	工	
	作業・閉所種別	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	天	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	天	作		作	作	
平成31年3月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 10
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	
	作業・閉所種別	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	天	作	作	作	休	作	作	作	作	作	作	天	作	休	作	作	作	作	休	

例3

工場製作期間がある場合は、対象期間内から除く

対象期間内											
準備期間				実作業				後片付け			
工場製作期間				現場作業							
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休
5	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3
工事着手年月日	現場着手日	現場実作業着手日(直接工事費の項目の現地着手)	実作業着手日(直接工事費の項目の現地着手)	現場着手日	現場実作業着手日(直接工事費の項目の現地着手)	現場着手日	現場実作業着手日(直接工事費の項目の現地着手)	現場着手日	現場実作業着手日(直接工事費の項目の現地着手)	現場着手日	現場実作業着手日(直接工事費の項目の現地着手)

①対象期間内 = 35 日

② $\frac{35}{4} = 8.75$ 日

③現場閉所日数 = 8 日

②c \leq ③ \therefore 4週6休相当

②a 4週8休相当以上	②b 4週7休相当	②c 4週6休相当
10 日	9 日	8 日
$= ① \times 0.285$	$= ① \times 0.250$	$= ① \times 0.214$

(小数点以下切り上げ)

例4

全部中止期間は、対象期間内から除く

対象期間内											
準備期間				実作業				後片付け			
全部中止											
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休
5	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3
工事着手年月日	現場着手日	現場実作業着手日(直接工事費の項目の現地着手)	実作業着手日(直接工事費の項目の現地着手)	現場着手日	現場実作業着手日(直接工事費の項目の現地着手)	現場着手日	現場実作業着手日(直接工事費の項目の現地着手)	現場着手日	現場実作業着手日(直接工事費の項目の現地着手)	現場着手日	現場実作業着手日(直接工事費の項目の現地着手)

①対象期間内 = 43 日

② $\frac{43}{4} = 10.75$ 日

③現場閉所日数 = 12 日

②b \leq ③ \therefore 4週7休相当

②a 4週8休相当以上	②b 4週7休相当	②c 4週6休相当
13 日	11 日	10 日
$= ① \times 0.285$	$= ① \times 0.250$	$= ① \times 0.214$

(小数点以下切り上げ)

例5 一部一時中止期間は、対象期間内から除かない

対象期間内													
準備期間				実作業					後片付け				
				一部一時中止									
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	
5	2	4	4	4	3	5	2	6	2	3	1	4	
工事着手年月日	現場着手日	現場着手日	実作業着手日(直接工事費の項目の現地着手)	後片付け着手日	後片付け着手日	完了日							

①対象期間内 = 50 日	②a 4週8休相当以上 15 日	②b 4週7休相当 13 日	②c 4週6休相当 11 日
②	$= ① \times 0.285$	$= ① \times 0.250$	$= ① \times 0.214$
③現場閉所日数 = 15 日	②a ≤ ③ ∴ 4週8休相当以上		

(小数点以下切り上げ)

例6 降雨、降雪、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含める。

対象期間内													
準備期間				実作業					後片付け				
				雨					雪				
作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	休	作業	
5	2	4	4	4	3	5	2	6	2	3	1	4	
工事着手年月日	現場着手日	現場着手日	実作業着手日(直接工事費の項目の現地着手)	後片付け着手日	後片付け着手日	完了日							

①対象期間内 = 50 日	②a 4週8休相当以上 15 日	②b 4週7休相当 13 日	②c 4週6休相当 11 日
②	$= ① \times 0.285$	$= ① \times 0.250$	$= ① \times 0.214$
③現場閉所日数 = 15 日	②a ≤ ③ ∴ 4週8休相当以上		

(小数点以下切り上げ)

平成30年8月1日
建設局

「週休2日制確保試行工事」の実施について

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場における「週休2日制」の確保等が課題となっています。

このため、建設局では、「週休2日制確保試行工事」を実施していきます。

1 試行工事の概要

【発注段階】

- ・発注者が特記仕様書等において、「週休2日制確保試行工事」である旨を記載

【施工段階】

- ・受注者が「週休2日制確保試行工事」を実施するか否かを選択
(以下、実施する場合)
- ・受注者が広報板に「週休2日制確保試行工事」である旨を記載
- ・週休2日相当の現場閉所計画が確認できる「現場閉所計画書」を受注者が提出
- ・現場閉所を行うにあたっては、「現場閉所届」を受注者が提出

【完了段階】

- ・現場閉所結果が確認できる「現場閉所報告書」を受注者が提出

2 その他

- ・試行工事の実施にあたっては、『建設局「週休2日制確保試行工事」実施要領』に基づき行います。実施要領は、東京都建設局ホームページから入手できます。
(<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/index.html>)

【問合せ先】

建設局総務部技術管理課 直通(03)5320-5236

別紙 2 （参考）現場閉所に応じた各種補正について

- 1 週休 2 日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、今後、3 の表に示す補正係数を乗じるものとするが、今回の改定では、実施要領 5 に示すとおり「共通仮設費率」及び「現場管理費率」のみ補正する。なお、「労務費」及び「機械経費（賃料）」については、現在、環境整備中であり、実施時期については別途通知する。
- 2 現場の閉所状況は、次のとおりとする。
 - (1) 4 週 8 休以上
現場閉所率が 28.5%（8 日/28 日）以上の場合
 - (2) 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満
現場閉所率が 25.0%（7 日/28 日）以上 28.5%未満の場合
 - (3) 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
現場閉所率が 21.4%（6 日/28 日）以上 25.0%未満の場合
- 3 補正係数表

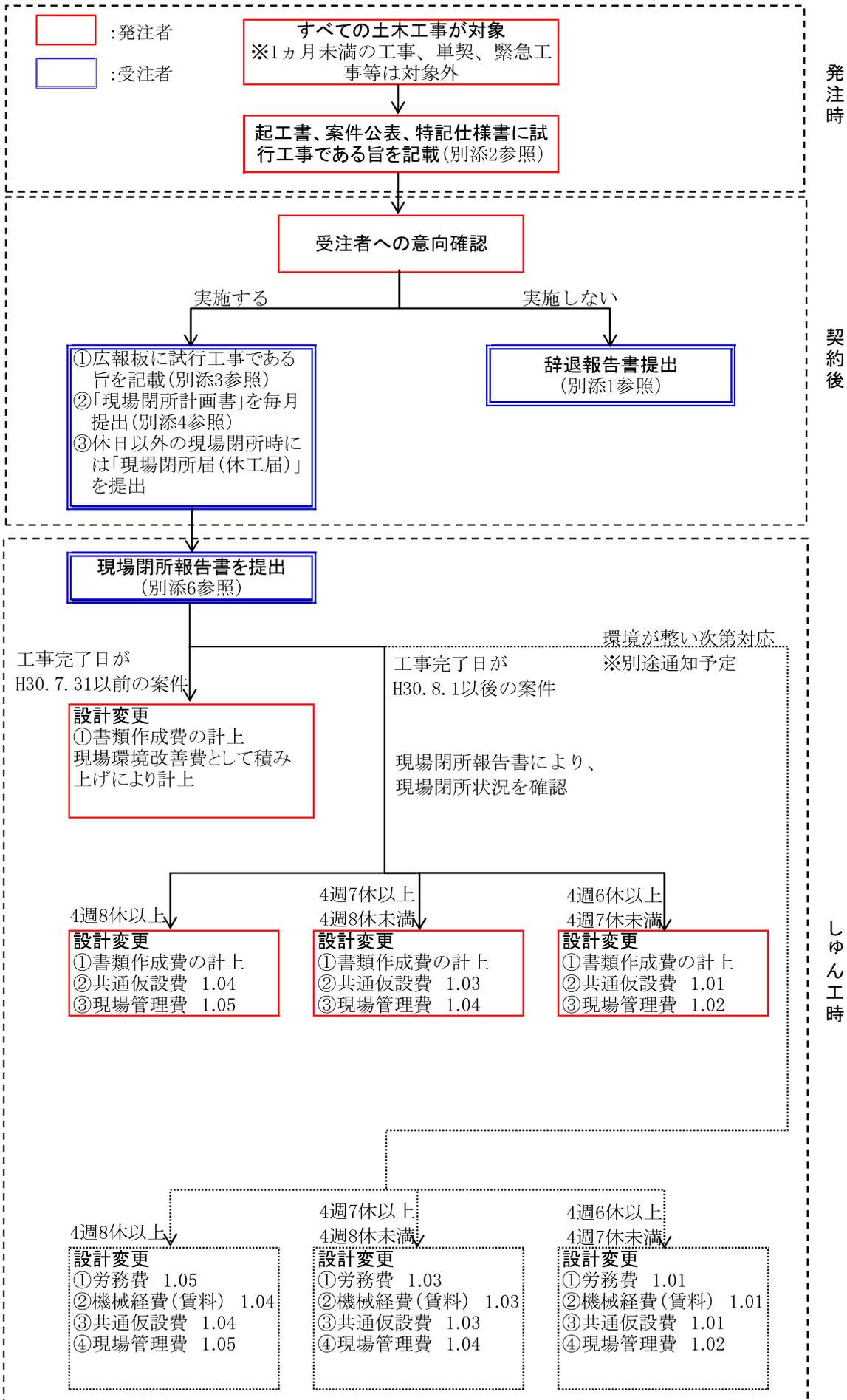
	4 週 6 休以上、 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上、 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
労務費	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
機械経費（賃料）	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 4
共通仮設費率	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 4
現場管理費率	1. 0 2	1. 0 4	1. 0 5

注 1 労務費について、労務費分が明らかとなっていない市場単価等は、補正の対象としない。

注 2 上記の補正は清算時に行うものとし、現場閉所率が 21.4%（4 週 6 休）未満となった場合は、上記の補正を行わない。

以上

参考資料 週休2日制確保試行工事 業務の流れ
 ※H30. 4. 1以後公告等を行う案件



参考資料 週休2日制確保モデル工事 業務の流れ
※H30. 3. 31以前に公告等を行った案件

